

改 正	現 行
（公共下水道又は流域下水道の維持管理を行う者の資格） 第二条の二 令第十五条の三第六号に規定する同条第一号から第五号までに規定する者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者は、次のとおりとする。 一 （略） 二 学校教育法による大学の大学院若しくは専攻科又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学の大学院若しくは研究科に一年以上在学して下水道工学に関する課程を専攻した後、一年以上下水道、上水道、工業用水道、し尿処理施設その他国土交通大臣及び環境大臣が定める施設（以下この条において「下水道等」という。）の維持管理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（六月以上下水道の維持管理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。） 三 学校教育法による短期大学の専攻科に一年以上在学して下水道工学に関する課程を専攻した後、四年以上下水道等の維持管理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（二年以上下水道の維持管理に関する技術上の実務に従事した者に限る。） 四 外国の学校において、令第十五条の三第一号から第四号まで及び前各号に規定する学科目、課程又は単位に相当するものをそれぞれ当該各号に規定する程度と同等以上に修めて卒業し、専攻し、又は修得した後、それぞれ当該各号に規定する期間下水道等の維持管理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 五 二年以上下水道等の維持管理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（一年以上下水道の維持管理に関する技術上の実務に従事した経験をもつる者に限る。）で国土交通大臣及び環境大臣が	（公共下水道又は流域下水道の維持管理を行う者の資格） 第二条の二 令第十五条の三第六号に規定する同条第一号から第五号までに規定する者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者は、次のとおりとする。 一 （略） 二 学校教育法による大学の大学院若しくは専攻科又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学の大学院若しくは研究科に一年以上在学して下水道工学に関する課程を専攻した後、一年以上下水道の維持管理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 三 学校教育法による短期大学の専攻科に一年以上在学して下水道工学に関する課程を専攻した後、四年以上下水道の維持管理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 四 外国の学校において、令第十五条の三第一号から第四号まで及び前各号に規定する学科目、課程又は単位に相当するものをそれぞれ当該各号に規定する程度と同等以上に修めて卒業し、専攻し、又は修得した後、それぞれ当該各号に規定する期間下水道の維持管理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 五 二年以上下水道の維持管理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者で国土交通大臣及び環境大臣が指定した試験に合格したもの

指定した試験に合格したもの

六 五年以上下水道等の維持管理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（二年六月以上下水道の維持管理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）で国土交通大臣及び環境大臣が指定した講習を修了したもの

六 五年以上下水道の維持管理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者で国土交通大臣及び環境大臣が指定した講習を修了したもの